

令和7年7月10日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

総務文教厚生委員会

委員長 陶 山 莊太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
議案第37号	令和7年度対馬市一般会計補正予算（第2号） 歳入は、所管に係る歳入 歳出は、2款・総務費、3款・民生費、9款・消防費、 10款・教育費	原案可決
議案第39号	対馬市総合計画等審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第40号	対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和7年7月4日
- (2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階 大会議室
- (3) 欠席委員 なし
- (4) 説明員 庄司総務部長、藤田しまづくり推進部長、阿比留市民生活部長、
田中福祉部長、日高中対馬振興部長、扇教育部長、井消防長、
神宮監査委員事務局長ほか担当課長等

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和7年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託されました案件は〔議案第37号〕、〔議案第39号〕及び〔議案第40号〕の3件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は7月3日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

〔議案第37号〕令和7年度対馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に係る歳入は、11款・地方交付税で、一般財源の財源調整のための普通交付税の追加、15款・国庫支出金で、オーバーツーリズム対策事業費補助金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上、生活保護適正化事業補助金の追加、16款・県支出金で、ながさきピース文化祭に係るしまの芸術文化創出事業補助金の追加、17款・財産収入で、厳原町久田道の土地売払い収入の計上が主なものです。

歳出は、2款・総務費で、旧雑知団地用地の売却処分に向けた分筆登記業務委託料、特別縦貫線シャトルバス実証運行事業に係る委託料、峰行政サービスセンター空調機維持補修工事に係る工事請負費、多言語表記のクレジットカード決済対応券売機設置補助金、及び定額減税補足給付金の不足額給付分の計上、豆酏窓口センター月額会計年度任用職員配置に伴う報酬等の人件費、及び定住支援住宅の雨漏り等の修繕に係る需用費の追加、フェリー・ジェットフォイルのバンカーサーチャージ廃止に伴う離島航路燃油高騰対策事業負担金の減、3款・民生費で、市民課月額会計年度任用職員の報酬等の人件費、及び生活保護システム改修に係る委託料の計上、9款・消防費で、予算組替えによる委託料の計上、及び工事請負費の減、10款・教育費で、月額会計年度任用職員の報酬等の人件費、及び豊玉学校給食共同調理場スポットエアコン改修などに係る工事請負費の追加、ながさきピース文化祭2025の事業見直し及び対馬市交流センター自動火

災報知設備更新に係る負担金、補助及び交付金の追加が、今回の補正の主なものです。

委員からは、「オーバーツーリズム対策事業は、その重要性を認識し、継続的な現状把握と適切な対応に努め、高校生の通学をはじめ、市民生活等への影響を軽減してもらいたい。」「学校給食の円滑な提供のため、各学校給食共同調理場の就労環境の改善は、継続的に取り組んでももらいたい。」などの意見がありました。

次に〔議案第39号〕対馬市総合計画等審議会条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、総合計画と総合戦略を一体化し、策定作業や進捗管理、効果検証等の効率化を図り、各分野の関係機関及び団体等の幅広い意見を聴取し、横断的、総合的な計画・施策の目標を定め、それに向けて取り組むため、第2条で規定する、審議会の委員を現行の20人以内から35人以内とし、委嘱する各分野の関係機関及び団体も明確に区分すること。

第3条では、現行の委員は当該諮問に係る審議が終了したときに解任されるものから、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとする。

また、第5条第4項として、「審議会は、必要に応じて学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。」を加えることが、主な改正内容です。

なお、施行日は令和7年8月1日からとなっております。

委員からは、「委員の選考は、高齢者等の福祉関係者など、幅広い分野から選考することはもとより、地域の偏り及び女性の参画も十分考慮して委嘱してもらいたい。」などの意見がありました。

最後に〔議案第40号〕対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、市の監査委員2名のうち、代表監査委員と代表でない監査委員の業務負担の違いを勘案し、新たに代表監査委員の報酬を設定するものです。

改正内容は、別表において、新たに代表監査委員の区分を設け、報酬額を現行の月額104,000円から月額117,800円とするものです。
なお、施行日は令和7年7月1日からとなっております。

委員全員の意見として、「今回の改正の趣旨は理解できるものの、勤務日数を考慮したうえで監査委員の報酬を県下の他市と比較し、もう少し増額してもよいのではないか。」との意見がありました。

本条例では、対馬市の他の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償も定められていますが、各職員の勤務内容や職責等を勘案し、報酬額を見直す検討もすべきだと考えます。

以上、本委員会に付託されました〔議案第37号〕、〔議案第39号〕及び〔議案第40号〕の3件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。